

かながわ子どもみらいプラン（R2年度～R6年度）における
 幼児期の教育・保育の需給計画の点検・評価方法（案）について

1 幼児期の教育・保育の需給計画について

「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度～令和6年度）」（以下「現行プラン」という。）には、子育て家庭のニーズにあった就学前児童の教育・保育の提供体制の充実を計画的に進めるため、計画期間の各年度（令和2年度～令和6年度）における教育・保育の利用の見込み量とそれに対応する教育・保育の提供体制の確保を記載した「幼児期の教育・保育の需給計画」を定めている。

参考資料 1 「幼児期の教育・保育の需給計画について」参照

<参考>

教育・保育の認定区分ごとに確保すべき施設の必要利用定員総数を設定し、計画的に教育・保育施設等の確保を進める。

教育・保育の認定区分	認定区分に対応する教育・保育施設等
1号認定（教育標準時間認定） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">3～5歳</div>	① 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ② 確認を受けない幼稚園（新制度に移行していない私学助成園）
2号認定（保育認定） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">3～5歳</div>	① 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園） ② 認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設） ③ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年） ④ 企業主導型保育事業（地域枠のみ）
3号認定（保育認定） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">0～2歳</div>	① 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園） ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域の子どもの受入れがある場合）、居宅訪問型保育事業） ③ 認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設） ④ 企業主導型保育事業（地域枠のみ） ⑤ 幼稚園接続保育（幼稚園における2歳児預かり保育等の3歳未満児の受入れ）

2 需給計画の点検・評価方法について

幼児期の教育・保育の需給計画の点検・評価は、需要量（量の見込み）及び供給量（確保の内容）について、その進捗状況及び全体の需給差の状況を踏まえて、毎年度行う。

具体的には、次のとおり、計画値と実績値の乖離や需給差の状況の確認により行う。

項目	点検・評価の内容
需要量 （量の見込み）	計画値と実績値の乖離の状況 乖離があった場合は、その理由の分析と対応
供給量 （確保の内容）	計画値と実績値の乖離の状況 乖離があった場合は、その理由の分析と対応
供給量の拡充状況	計画値及び実績値の前年度からの拡充状況
全体の需給差の状況	実績値の需給差及び需要量に対する供給量の割合

参考資料2 「点検・評価結果報告書（案）」P. 3～5参照

参考資料3 「H30年度 点検・評価結果報告書」P. 3～5参照

※ 旧プラン（かながわ子どもみらいプラン（平成27年度～令和元年度）の点検・評価

3 点検・評価における実績値について

需要量及び供給量の実績値は、毎年度、市町村に照会し、集計する。

参考資料4 「実績値（需要量、供給量）」参照

4 計画値と実績値の乖離の分析について

各市町村における計画値と実績値の乖離の状況を踏まえ、需給計画の進捗状況を分析し、点検・評価結果報告書に記載する。

各市町村において計画値と実績値の乖離した場合の理由の分析については、子ども・子育て会議委員の意見を踏まえ、各市町村への実績値照会において、地域における需要の増加の状況や供給が進まなかった理由等を具体的に確認し、集約して示すこととする。

<子ども・子育て会議委員意見>

（令和元年度第3回神奈川県子ども・子育て会議の委員意見より）

計画通り進まなかった理由を具体的に県民に説明する必要がある。

<旧プランからの変更点>

旧プランの点検・評価における課題や需給計画改定における変更点を踏まえ、**実績値**を①、②のとおり変更する。

参考資料4「実績値（需要量、供給量）」 参照

【需給計画改定における変更点】

変更点	現行プラン	旧プラン
計画値の時点	需要量 毎年度4月1日 供給量 <u>毎年度4月1日</u> ※時点を統一した	需要量 毎年度4月1日 供給量 <u>毎年度3月31日</u>
幼稚園及び預かり保育の記載	幼稚園利用者のうち、次のニーズにかかる幼稚園及び預かり保育の利用は、 <u>2号認定に計上し、記載した。</u> ・ 幼児期の学校教育の利用希望の強い者 ・ 保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者	幼児期の学校教育の利用希望の強い者は、 <u>1号認定の幼稚園利用者に含んで記載していた。</u>

国の基本指針の改正により、長時間・通年の預かり保育により、保育を必要とする子どものニーズに適切に対応できる場合は、2号認定に計上した。

① 2号・3号認定の需要量の実績値の変更

2号・3号認定の需要量における「特定教育・保育施設」の実績値（認可保育所等の利用希望者）を「支給認定者数」から「保育所等利用申込者数」に変更する。

<変更理由>

旧プランにおいて、認可保育所等の利用希望者数の実績値を「支給認定者数」により確認していたが、より適切な確認方法として、毎年度、各市町村において適切に数値を把握できる「保育所等利用申込者数」を実績値とする。（参考資料5「旧プランの点検・評価における課題」参照）

※ 「保育所等利用申込者数」は、「保育所等利用待機児童調査」の結果により、毎年度、全市町村の数値を適切に把握することが可能である。

認可保育所等の利用希望者の実績値の考え方

認可保育所等の利用を希望する者とは、新制度における保育を必要とする者として保育の必要性の認定を受け、保育所等に利用の申込みを行った場合の児童数（認可外保育施設を利用する児童数は除く。）であり、「支給認定者数」又は「保育所等利用申込者数」となるが、旧プランにおいては「支給認定者数」を実績値とした。

※ 認可外保育施設の利用者の中には、認可保育所等の利用を諦めて支給認定を受けなかった場合など、保育所等の利用希望者が含まれる可能性があるが、このような場合の数値を把握するために各市町村におけるニーズ調査を毎年度実施することは困難なことから、実績値には含めない。

② 2号認定の「幼稚園及び預かり保育」の実績値

需給計画改定により、計画に位置付けた「幼稚園及び預かり保育」は、保育ニーズのある利用児童（共働き家庭等で幼稚園の利用を希望する者や、保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者）を対象とし、実績値は次のとおりとする。

幼稚園及び預かり保育の利用に当たって無償化の対象者とし、長時間・通年化により保育を必要とする子どもの預かりニーズに対応するものとして、各市町村における計画値の算定に当たって対象とした預かり保育の利用児童数

※ 実績値は、1号の実績値（幼稚園利用児童数）から除き、2号の実績値として算定する。